

事 務 連 絡
令和 4 年 9 月 13 日

事 業 主 殿

全国設計事務所健康保険組合

令和 4 年 10 月からの健康保険制度の見直しについて

謹啓 仲秋の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当健康保険組合の事業運営につきましては、日頃よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年 10 月 1 日から健康保険法及び年金制度改正法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、下記のとおり見直しが行われますのでお知らせいたします。

謹白

記

1. 育児休業期間中の保険料免除要件の見直しについて

新たな保険料免除要件では、次のいずれかに該当していれば、その月の保険料が免除されます。

- ・ 育児休業等を開始した日の属する月と、終了する日の翌日が属する月が異なる場合。
⇒開始日の属する月から、終了日の翌日が属する月の前月までの月の保険料が免除。
- ・ 育児休業等を開始した日の属する月と、終了する日の翌日が属する月が同じ場合。
⇒開始日の属する月について、休業している期間が月中の場合でも、14 日(2 週間)以上休業した場合には保険料が免除。

なお、賞与から徴収される保険料については、1 か月を超えて育児休業を取得していることが、免除要件となります。

2. 社会保険の適用範囲の拡大について

新たな社会保険加入要件及び必要となる届出は次のとおりです。

1) 新たな短時間労働者の社会保険加入要件

- ①週の所定労働時間が 20 時間以上
- ②雇用期間が 2 か月以上 見込まれる ⇐【改正前】1 年以上
- ③報酬の月額が 88,000 円以上
- ④学生でない
- ⑤101 人以上の事業所(特定適用事業所)に勤務している ⇐【改正前】501 人以上

2) 適用拡大の実施に伴う健康保険組合への届書提出について

- ・新たに 101 人以上の事業所(特定適用事業所)に該当した場合
⇒「特定事業所該当届」を提出してください。
※年金機構より送付される「特定適用事業所該当事前のお知らせ」又は「特定事業所該当通知書」の写しを添付。
- ・新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合
⇒「被保険者資格取得届」を提出してください。

以上

【お問合せ先】
業務部 適用・徴収グループ
TEL 03-3404-7344
組合ホームページURL
<http://www.sekkei-kenpo.org/>